



2023 年度
第 17 回全日本高校模擬国連大会・本大会
議題概説書
Background Guide

【議場】 国際連合人権理事会

【議題】 ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況

Situation of human rights in Ukraine stemming from the
Russian aggression

目次

会議監督より	3
はじめに 議題概説書の手引き	4
議題概説書の位置付け	4
表記について	4
第1章 会議設定	5
議場設定	5
議場説明	5
第2章 人権理事会	6
人権理事会とは	6
人権理事会の役割	7
調査委員会	7
第3章 ロシアとウクライナの関係	9
侵攻までの歴史	9
ウクライナ侵攻	11
第4章 論点解説	13
ロシアに対する非難	13
ウクライナ情勢における現状認識および当事者への要求	13
特別調査委員会の設置およびその目的	14
第5章 リサーチの手引き	16
国益を立てるにあたっての留意点	16
リサーチに役立つ資料	17
参考文献	19

会議監督より

「ウクライナ情勢」と言えば、現在国際政治において最も注目されている話題の一つでしょう。2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻したという報道を耳にして驚いた方も多いのではないのでしょうか。拒否権を持つロシアが当事国ということで、機能しなくなった安全保障理事会を前に、国連の存在意義まで問われるようになってしまいました。国連が設立された1945年から80年近く経過し、初めて国連の存在意義が危ぶまれる状況になった現在、国連にできることは一体何なのでしょう。本当に国連は存在意義がないのでしょうか。今会議は、国連が活動する意義を再考する機会になるでしょう。

今会議の議題は、これまでの全日本大会の議題と比較して一風変わったものであるように見えるかもしれません。しかし、各国が自分たちの立場を鑑みて、国益達成のために他国と協働して決議案を作成するという点において、大使としてすべきことの本質は変わりません。今会議では、これまで以上に担当国の外交関係が大切になってきます。担当国単独の国益だけでなく、他国との関係も踏まえた会議行動をすることで、より実際の大使に近付くのではないのでしょうか。

模擬国連という活動は、1923年にアメリカのハーバード大学で「模擬国際連盟」が開催されたことに端を発するもので、今年でその開催からちょうど100年が経ちます。この節目の年に日本で唯一の国連機関である国際連合大学で模擬国連活動ができるというこの貴重な機会に、皆さんが大使として国を背負って白熱した議論を繰り広げる姿を期待しています。

第17回全日本高校模擬国連大会 会議監督

出口啓貴 丹後向日葵

はじめに 議題概説書の手引き

今回の会議では、人権理事会を議場として「ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況」という議題が設定されている。議題概説書では、ロシアのウクライナ侵攻にどのような背景があったのか、人権理事会はどのようにこの問題に関わっていくのかを中心にまとめている。後半では論点解説に加えて、リサーチの手引きとして今会議の動き方を考えるにあたって重要になることを記しているため、よく読み込んでいただきたい。

0.1 議題概説書の構成

この議題概説書は、本章と参考文献を除き5つの章から構成されている。第1章では本会議の会議設定を概観し、第2章では本会議の議場である人権理事会についてまとめている。第3章では冷戦終結後から2022年3月3日までのロシアとウクライナの関係について詳述した。第4章では今会議で設定した論点について解説している。第5章ではリサーチの手引きとして、皆さんに注意していただきたい事項や参考にしてほしい情報についてまとめた。なお、この議題概説書に記されている内容は会議の参加にあたり必要不可欠であるため、まずは第1章から順に全体を一読することを推奨する。

0.2 議題概説書の位置付け

議題概説書はあくまで概要を説明しているものであるもので、会議参加にあたり導入となる事項を記したに過ぎず、個々の国のスタンスについては触れていない。そのため、各国大使として準備を進めるにあたっては、本書の内容を前提知識として理解した上で、自分の担当国がどのようなスタンス・国益・外交関係を有しているのかといった現状や、自国が抱える問題や課題を追加でリサーチをする必要がある。本書はこれらの準備を進める導入として利用していただきたい。

0.3 表記について

ウクライナの首都 Kiev について、本書ではウクライナ語の読み方に基づいて「キーウ」と表している。

また、国名などについて、アメリカを「米」、ロシアを「露」など、略称を用いることがある。

第1章 会議設定

1.1 議場設定

議場：国際連合人権理事会

議題：ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況（Situation of human rights in Ukraine stemming from the Russian aggression）

論点：ロシアに対する非難、ウクライナ情勢における現状認識および当事者への要求、ウクライナにおける人権状況に関する独立調査委員会の設置およびその目的

開催日時：2022年3月4日

使用可能情報：2022年3月3日までのもの

1.2 議場説明

今回の議場は国際連合の人権理事会である。人権理事会の役割やマンデートに関しては後の章で解説するので参照すること。今会議においてはロシアによるウクライナ侵攻に伴う人権状況について議論するとともに、人権理事会としてとるべき措置について議論する。ただし人権理事会がとれる措置に関してはそのマンデートに従うので、それは後の章における記述を十分に確認していただきたい。

今回の会議において、採択要件は出席し投票する国の3分の2以上とする。また会議設計上、2022年3月4日当時理事国として会議に出席していたロシア、ウクライナの当事者2カ国は今回の議場には参加していないものとする。

なお、ウクライナにおける情勢は2022年3月3日時点での情報を最新のものとして扱う。具体的には、2022年3月4日に発生するロシア軍によるサボリージャ原発の占拠は発生していないものとして扱う。ただし、サボリージャ原発への攻撃そのものは確認されているものとする。その他の情報に関しては本書の歴史解説の章において記述されているものを基本的に事実として扱うこと。

第2章 人権理事会

本章では、今会議の議場である人権理事会について概説する。

2.1 人権理事会とは

人権理事会(Human Rights Council)は、人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関である。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連が設立されてから 60 年間活動してきた人権委員会に代わる総会の補助機関として 2006 年にジュネーブに設置された。

人権理事会の理事国は 47 カ国で、総会にて直接かつ個々に、全加盟国の絶対過半数の秘密投票で選出される。47 カ国の内訳は、アジアグループ 13、アフリカグループ 13、ラテンアメリカ・カリブ海グループ 8、東欧グループ 6、西欧・その他グループ 7 となっている。任期は 3 年で、連続で 2 期を務めた直後の再選はできない。また、総会の 3 分の 2 の多数により、重大な人権侵害をした国の理事国資格を停止することができる。会議の設定日時である 2022 年 3 月 4 日時点での理事国は以下の通りである。

アジア	アフリカ	ラテンアメリカ・カリブ海域	東欧	西欧・その他
中国	ベナン	アルゼンチン	アルメニア	フィンランド
インド	カメルーン	ボリビア	リトアニア	フランス
インドネシア	コートジボワール	ブラジル	モンテネグロ	ドイツ
日本	エリトリア	キューバ	ポーランド	ルクセンブルグ
カザフスタン	ガボン	ホンジュラス	ロシア ¹	オランダ
マレーシア	ガンビア	メキシコ	ウクライナ	イギリス
マーシャル諸島	馬拉ウイ	パラグアイ		アメリカ
ネパール	ナミビア	ベネズエラ		
パキスタン	セネガル			
カタール	ソマリア			
韓国	スーダン			
アラブ首長国連邦	モーリタニア			
ウズベキスタン	リビア			

¹ 今会議終了後の 2022 年 4 月 7 日の総会にて、ロシアの理事国資格を停止する決議 (A/RES/ES-11/3) が採択された (賛成 93、反対 24、棄権 58)。この決議の採択後、ロシアは人権理事会から即日脱退する意向を表明した。その後、ロシアに代わる東欧グループの理事国としてチェコが 5 月 10 日に選出された。

理事会は年間を通じ定期的に関開かれ、10 週間以上の会期を年に最低 3 回は開催する。さらに、理事国の 3 分の 1 の支持を得た 1 理事国によって、特別会期をいつでも開催できる。

2.2 人権理事会の役割

人権理事会の役割は、主に 6 つに大別される。

- ① 人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告
- ② 大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告
- ③ 人権分野の協議・技術協力・人権教育等
- ④ 人権分野の国際法の発展のための勧告
- ⑤ 各国の人権状況の普遍的・定期的なレビュー（UPR）²
- ⑥ 総会への年次報告書の提出

今回の議題において特に人権理事会に求められるのは①と②であろう。詳細は論点解説のパートにて解説するので、参照いただきたい。

なお、今回の議場は総会ではなく補助機関である人権理事会である。そのため、総会とはマンデートの範囲が異なることに注意していただきたい。例えば、ロシアの人権理事会理事国資格の剥奪やロシアへの経済制裁、軍の派遣などは人権理事会では決定できない。人権理事会にできることはあくまでも上記の範囲内に限られ、他の組織を巻き込んだ決定は基本的にできない。

2.3 調査委員会

人権理事会は、上記の役割の一環として人権侵害の申し立てを調査するために調査機関を設置し、調査を委任することができる³。これについては今会議の論点にもなっているため、論点解説の章も参照していただきたい。

調査機関の形態は事実調査団や調査委員会など様々である⁴。このような調査機関は、国際人権法、国際人道法または国際刑事法の違反疑惑を調査し、事実上および法律上の調査結

² 国連加盟国（193 か国）全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度。加盟国は約 4 年半のサイクルで審査される。審査の基準は①国連憲章②世界人権宣言③当該国が締結している人権文書（条約など）④国家が行った自発的誓約および公約で、審査結果としての結果文書は人権理事会の本会合で採択される。

³ こうした調査機関は、人権理事会の他にも安全保障理事会、総会、事務総長、人権高等弁務官等によって設置されてきた。

⁴ 事実調査団と調査委員会の内容に大きな相違はないが、今会議では「調査委員会」を議論の対象としているため、ウクライナに新規で設置する調査機関としての「事実調査団」は会議では言及しないこと。

果に基づいて是正措置を勧告することを任務とする。具体的な調査機関の設置目的は対象によって異なるが、大まかに以下の4つはこれまでの調査機関の目的として一致している。

- ① 国際人権法および国際人道法違反の事件や申し立てに関する事実の立証
- ② 適用される法体系に照らして、そのような事実の評価
- ③ 違反の存在および関連する場合、加害者とされる人物に関する結論を出すこと
- ④ さまざまな主体に対する勧告

上記のような目的のもと、人権理事会はこれまでにパレスチナや朝鮮民主主義人民共和国、シリア、リビアなど多くの国・地域に調査委員会を設置してきた。

第3章 ロシアとウクライナの関係

本章では今回のロシアによるウクライナ侵攻に至るまでの両国の関係を冷戦終結後に焦点を当てて解説する。冷戦終結以前から両国の結びつきは強いものの、両国の歴史認識には齟齬があることから、ここでは冷戦終結前の説明は省く。本章では可能な限り客観的事実に立脚した記述をするようにしているが、必ずしも本章における認識が今回の議場の全ての担当国に共通する認識であるというわけではない場合があることは注意していただきたい。また会議設定日時の2022年3月4日以前の情報に関しては、それまでに公開されているソースを基に記述している。

3.1 侵攻までの歴史

冷戦終結以前、ウクライナはソビエト連邦を構成する一共和国だった。その後1990年のソ連崩壊に伴って独立を宣言、独立後は旧ソ連諸国との連合体であるCIS（独立国家共同体）に所属することとなる。また1994年には「ブダペスト覚書」⁵によって、ウクライナ領内の核兵器は撤去されることになったが、その代わりにウクライナはアメリカ、ロシア、イギリスといった核保有国から領土保全と政治的独立が保障されることが宣言された。

1997年には「NATO・ロシア基本議定書」が締結された。これは北大西洋条約機構（NATO）が旧社会主義圏である東欧に加盟国を拡大させていく、いわゆる「東方拡大」をしていくにあたって、新規加盟国における核兵器・通常兵器の配備を制限するというものだ。すなわち、ロシアはNATOの東方拡大を容認する代わりに、新たな加盟国におけるNATOの戦力配備を制限したということである。1999年、NATOは最初の東欧拡大を実施し、ポーランド、ハンガリー、チェコが新たにNATOに加盟した。その後もNATOは拡大を続け、冷戦終結時に16カ国であった加盟国は2021年末の段階で30カ国に拡大した。ウクライナは2008年にNATO加盟の意思を発表しているが、現在まで加盟は実現していない。

2004年には、ウクライナで「オレンジ革命」が発生する。これは新ロシア派の与党ヤヌコーヴィチ氏が当選した選挙結果に対して、野党ユーシチェンコ氏の支持者らが選挙において不正が存在したと抗議、その結果裁判所は再選挙を認め、再選挙の結果ユーシチェンコ氏が当選した一連の政変の事である。これは当時旧ソ連諸国の多くで発生していた、民

⁵ ハンガリーの首都ブダペストにて開催されたOSCE（欧州安全保障協力機構）の会議においてアメリカ・イギリス・ロシア・ウクライナ・ベラルーシ・カザフスタンによって署名された覚書。内容としては、ウクライナ・ベラルーシ・カザフスタンが核不拡散条約に加盟したことに関連して、核を保有している米・英・露がこの3ヶ国の安全を保障する、という内容のものである。

主化を求める運動「カラー革命」の一つに数えられる。オレンジ革命の結果ウクライナには反ロシア親欧米の政権が誕生することとなった。しかしこれ以降ウクライナは政情不安に陥ることとなる。

2012 年、ウクライナのヤヌコーヴィチ大統領は EU との連合協定⁶に仮調印した。しかし翌 13 年、ウクライナの EU 接近を警戒するロシアの圧力によってヤヌコーヴィチ大統領は連合協定への正式調印の延期を発表し、これに対してデモが発生した。このデモに対して警察は強硬な排除を実施、その結果デモは数万人規模へと拡大した。2014 年 2 月、ウクライナの首都キーウでの衝突から政権転覆がおこり、ヤヌコーヴィチ大統領はロシアへと亡命することとなった。この結果ウクライナにおいては NATO への加盟に前向きな新欧米政権が再度誕生することとなった。これを「ユーロマイダン革命」と呼ぶ。

ユーロマイダン革命に対して抗議するロシアは、3 月末にウクライナ領であるクリミアへと侵攻し、数日のうちに同地域を併合した。そして同年中に行われた住民投票を根拠として、クリミアをロシアへと編入した。またウクライナ東部のロシア系住民の多い地域では、ロシア語を公用語とする法律を新政権が廃止したことに反発して新政府に対する抗議運動が発生した。さらにドネツク・ルガンスクの両州では新ロシア強硬派がウクライナからの独立を宣言し、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国の成立を宣言した。

2015 年、ウクライナの隣国・ベラルーシの首都ミンスクにてロシアとウクライナとの間に「ミンスク合意」が結ばれた。なお 2014 年の 9 月にも同様にミンスクでロシアとウクライナとの間に和平条約が成立していたが、これは守られなかった。その失敗を踏まえて締結されたのが 2015 年の「ミンスク合意」である。なお、一般に 2014 年の合意は「ミンスク 1」、2015 年の合意は「ミンスク 2」と呼ばれる。

「ミンスク 2」においては次のことが決定された。

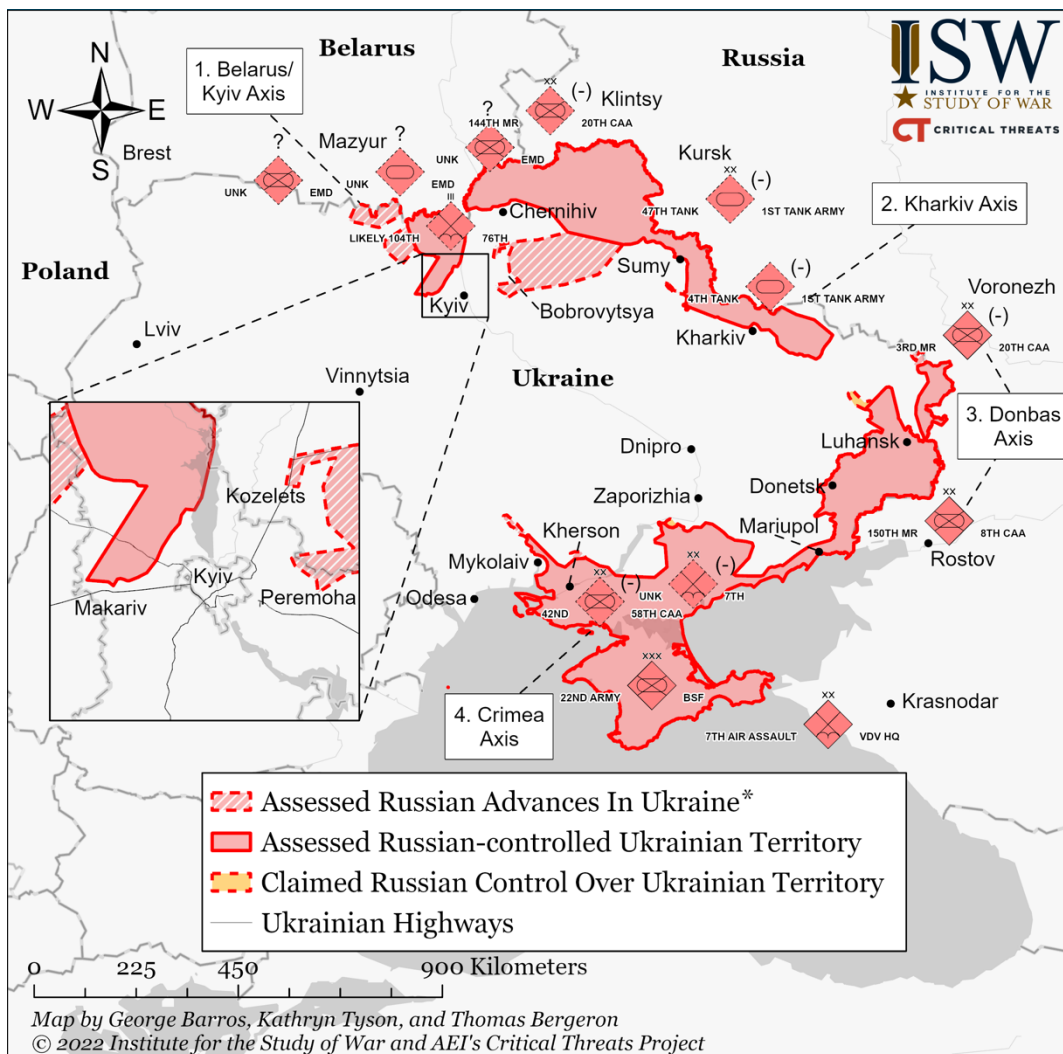
- ①重火器の撤収と緩衝地帯の設置
- ②外国軍隊のウクライナからの撤収
- ③ドネツク・ルガンスク両州の自治の拡大

この③からも分かるように、2015 年段階においてロシアはドネツクとルガンスクにおける人民共和国の独立は承認していなかった。この「ミンスク 2」以降、2014 年から続いていたウクライナ各地における戦闘は抑えられるようにはなっていたものの、クリミアや東部を中心に散発的な戦闘は発生していた。

⁶ EU とウクライナの関係は、1998 年発効のパートナーシップ協力協定(Partnership and Co-operation Agreement)が基礎となっていたが、2008 年に、その後継として連合協定(Association Agreement)を締結することで双方が合意した。連合協定とは、民主主義の原則、法の支配、人権及び基本的自由等の共通の諸価値を尊重することを基礎において、EU が域外国と緊密で包括的な協力関係を構築し、当該国の政治的及び経済的安定化を図るものである。ただし、当該国の将来の EU 加盟を約束するものではない。

3.2 ウクライナ侵攻

2022年2月21日、ロシアはドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国の2カ国の独立を承認した。2日後の23日にはウクライナが全土に対して緊急事態宣言を発令した。そして24日にはロシアがウクライナ領内へと侵攻を開始し、早くも25日にはウクライナの首都キーウの北部へと到達した。また27日にはウクライナ第二の都市ハルキウにも侵入し、ガスパイプラインを破壊した。それ以外にもウクライナの各地において戦闘が発生し、特に東部や南部においてロシア軍が侵入を続けた。3月3日には南部の都市ヘルソンを、主要都市としては初めてロシアが制圧した。またキーウにおいては連日のようにミサイルによる爆撃や銃声に襲われており、その他の都市でも市街地戦が展開されていた。なお、3月4日にサボリージャ原発がロシア軍に占拠されるが、今回の会議ではこれは発生していないものとして扱う。ただしサボリージャ原発へのロシア軍の攻撃は確認されているものとする。3月3日現在の情勢は以下の地図も参考にしてほしい(赤い部分がロシアに制圧された地域、斜線部分がロシアが進出している地域)。



(出典：Institution for the Study of War)

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によれば、侵攻開始から3月2日までの一週間で死者が227人、さらに国外に避難した人は100万人を超えたと発表されている。このように、侵攻開始から僅か8日しか経っていない会議設定日時においても既に多くの人道被害が確認されていた。国外避難民の多さ以外にも、首都キーウを初めとして多くの都市ではロシア軍の攻撃を受けて都市インフラが機能しない状態に陥っており、食糧状態も完全とは言えない状態になっていた。

最後に、ロシアによるウクライナ侵攻後の両国の交渉および国際連合の対応について記述する。ロシアとウクライナは2月28日にロシアの侵攻後初めて外交交渉を行った。この交渉では、ロシアがウクライナの中立化及び非軍事化を求めたのに対して、ウクライナは条件なしでの即時停戦とロシア軍の撤退を求め、議論は平行線となり物別れに終わった。3月2日に二度目の交渉が予定されていたものの、会議設定日時までには開催されていない。なお、ウクライナは2月28日にEUへの加盟申請を行っている。

国際連合は、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて2月25日に安全保障理事会を招集した。ロシアに対する非難決議が採決にかけられたが、ロシアの反対（拒否権の行使）によって決議の採択は失敗した。それを受けて国連は緊急特別総会を招集する。2月28日から3月2日にかけて議論が行われ、2日にロシアを非難する総会決議を賛成141、反対5、棄権35の賛成多数で可決した。なお、今回の議場である人権理事会では、2月28日より第49会期が始まっている。

ロシアによるウクライナ侵攻から会議設定日時までの主な情勢の変化をまとめると以下の表のようになる。

2月21日	ロシアがドネツク・ルガンスクの両人民共和国を国家承認
2月24日	ロシアによるウクライナ侵攻の開始
2月25日	安保理招集。決議採択失敗
2月27日	ハルキウにおいてガスパイプラインが破壊
2月28日	ロシアとウクライナによる外交交渉。特別総会招集 人権理事会において第49会期が始まる
3月2日	緊急特別総会でロシア非難決議が採択
3月3日	ロシアがヘルソンを制圧。国外避難民は100万人以上

以上がロシアによるウクライナ侵攻までの経緯と、会議設定日時までの情勢の変化である。会議においては基本的にここに書いてある情報を事実として扱い、後に判明するものに関しては極力使用しないこと。

第4章 論点解説

本章においては今回の会議で想定されうる争点について解説する。今会議で想定されうる争点は次の3点である。①ロシアに対する非難、②ウクライナ情勢における現状認識および当事者への要求、③ウクライナにおける人権状況に関する独立調査委員会の設置およびその目的である。それぞれに関して詳しく解説する。

4.1 ロシアに対する非難

この論点では、今回の決議案においてロシアに対して非難を行う場合どのような強さで行うのかについて主に争われる。より詳しく言えばロシアを一方的に非難するのか、どのような動詞の強さで非難をするのかということが争われるであろう。今回のロシアによるウクライナ侵攻に対して、ロシアはその正当性を主張している。また侵攻の原因はウクライナにもあるとも主張している。このような状況において、紛争当事者の一方を非難すべきであるのか、また非難するにしてもどの程度の強さで非難すべきであるのか、担当国の外交方針などを参考にしてスタンスを考えていただきたい。

4.2 ウクライナ情勢における現状認識および当事者への要求

この論点では、人権理事会としてウクライナ情勢の現状に対してどのような認識を示すのか、それを踏まえて当事者に何を要求するのかについて議論する。

ウクライナ情勢における現状としては、これをロシアによる一方的な侵略行為であると断定するのか、あるいはただの紛争と表現するのか、人権状況に関してその原因がロシアのみにあるのか、ウクライナにおける人権・人道状況が具体的に議論されることが想定される。

ウクライナにおける現状をロシアによる侵略とするのか、あるいは紛争とするのかでは大きな違いが存在する。侵略行為は国連憲章において明確に違法であると認定されており、1973年に採択された国連総会決議3314においてその定義が定められている。仮に侵略とする場合には、ロシアによる今回のウクライナ侵攻が侵略の定義に当てはまり、国際法上違法な行為であることを断定することになる。

一方で侵略とせず紛争とした場合には、ロシアを一方的に非難するという意味合いはやや薄れることとなる。なぜならば紛争はウクライナにおいて起きている客観的事実であるからである。ロシアもウクライナにおける現状が紛争状態であることは否定していないし、否定しえない。今回のウクライナ情勢において問題なのはこの紛争の違法性であるため、紛争とすることはロシア非難にはあまり繋がらないのである。

「侵略」という言葉の使用はロシアの行為の違法性を認めるものであるということを認識しておいていただきたい。

現状としてもうひとつ議論となるのが、人権・人道状況に関してである。ここに関してはウクライナにおける現状は人権侵害や人道危機が生じているといえるのか、その原因は何であるのかといったことが議論されると想定される。詳しくいえば、人権侵害や人道危機はロシアのウクライナ侵攻によって悪化しているのか、それともそもそもウクライナ侵攻以前からウクライナにおいては人権侵害や人道危機が存在していたのかといったことが議論されるだろう。

当事者への要求では、ウクライナにおける人権状況を改善するにあたって、ロシアのみになんらかの対処を要求するのか、ウクライナも含めた当事者全体に要求するのかが主な争点となりうるであろう。ロシアに対してのみ何かを要求することは間接的にロシアのみにウクライナの現状の責任があることを意味し、ロシアの非難の意味合いとなる。一方で当事者全体に要求するのであれば、それはすなわちロシアのみに責任を求めるのではなく、当事者全体にウクライナ侵攻による現状の問題を解決する責任を求めるということになる。求める措置の内容によってもその措置を求める当事者は変わってくると思われるが、どのような措置を誰に求めるべきであるのか、慎重に判断してほしい。

なお措置の具体例としては停戦交渉の開始や人道状況の改善、生活インフラへの自由なアクセスなどが考えられる。

4.3 独立調査委員会の設置およびその目的

この論点では、今回のロシアによるウクライナ侵攻によって生じている人権侵害に関して、人権理事会として独立調査委員会を設置するのか否か、そして設置するのであればその目的は何であるのかについて議論する。特に大きな争点となるのは後者の目的のところになると想定される。

目的において特に争点となりうるのは、調査する人権侵害の時期と人権侵害を行っている主体の二つである。時期に関しては、ロシアによるウクライナ侵攻以後に起きた人権侵害についてのみ調査をするのか、それ以前の人権侵害についても調査するのかに二分するであろう。ただしここで忘れてはならないのは、ウクライナにはこれ以前から人権監視団が派遣されているということである。主体に関しては、調査するのをロシアが行っている人権侵害のみに限定するのか、ロシア以外の主体も調査の対象に含めるのかが主な争点となりうる。ウクライナにおける人権侵害は必ずしもロシアよってのみ行われていると断定すべきかに関しては慎重に議論していただきたい。また、この論点において特に争点となると思われるのが上記の2点であり、上記以外の目的についての議論を妨げるものではない。

独立調査委員会の設立そのものに関してはそこまで大きな対立は起こらないと予想されるが、先述のように人権監視団が既にウクライナに派遣されていることを踏まえて、それに加えて独立調査委員会を設立すべきなのかに関しては、特に国内に人権問題を抱えている国は少し考えて欲しい。

どの論点においてもウクライナにおける現状を担当国がどのように見ているのかが方針を立てる上で非常に重要となる。自分の担当国がロシアによるウクライナ侵攻をどのように評価しているのか、ウクライナの現状の問題の解決にあたって国際社会や国連がどのような役割を果たすことが適切であると考えているのかをリサーチ段階では考えて欲しい。

4.4 アウトオブアジェンダ

本節では、アウトオブアジェンダ（今会議で議論の対象としないトピック）について解説する。すべて公式討議内での言及程度は可能だが、これをアジェンダに時間を割くことについては会議監督判断で適宜議論をやめさせることがある。会議準備を開始する前に確実に把握しておいてほしい。

- ① 人権理事会のマンデートを超越する議論
- ② 2022年3月4日以降の情報を用いた議論⁷
- ③ 過度に専門性の高い議論
- ④ その他フロントが不適切と認めたもの

⁷ 先述の通り、2022年3月4日に発生するロシア軍によるサボリージャ原発の「占拠」は発生していないものとして扱う。ただし、サボリージャ原発への「攻撃」そのものは確認されているものとする。

第5章 リサーチの手引き

本章では、会議準備をするにあたって留意してほしい事項やリサーチに役立つ資料を記す。会議参加に際し重要な事項も含まれるので、丁寧に読むことをおすすめする。

5.1 国益を立てるにあたっての留意点

普段皆さんが参加する模擬国連会議の議題は、気候変動や移民問題、軍縮など、ほとんどの国が当事者としての政策立案がメインとなるものだっただろう。今回の「ロシアの侵略に起因するウクライナの人権状況」という議題は、担当国の外交状況が会議/投票行動に大きく反映されるため、上記のような議題と比較してスタンス・国益設定や政策立案が難しくなることが予想される。本項では、外交が会議や投票行動に及ぼす影響について解説する。

今回国益を立てるにあたって特に皆さんに意識していただきたいのが、「議題そのものに対する自国の立場」と「国際社会における自国の立場」である。

「議題そのものに対する自国の立場」は至ってシンプルで、会議でどのような文言が入ったら自国の内政において有利/不利なのかを考えることである。例えば、移民の受け入れに否定的な国が「加盟国に移民の受け入れを促進するよう促す」という文言に反対するのは、それが採択されて実行せねばならなくなったら自国の内政状況に不利益が生じるからであろう。

それに対して「国際社会における自国の立場」は、会議で自国がとった行動が他の国の目にどう映るかを考えることである。普段の会議では、自国の行動が自国に及ぼす影響について考えることが多く、外交関係に及ぼす影響について考えることは少なかったのではないだろうか。しかし、今会議では特定の国への非難が決議案に盛り込まれる可能性があり、また当事国が大国であることから、自国の行動が外交関係に及ぼす影響に注意を払いながら慎重に行動する必要がある。ここでは、具体例として2017年12月21日に国連総会の緊急特別会期で採択された「エルサレムの地位」決議（ES-10/19）をめぐる各国の投票行動を示す。

国連総会決議 ES-10/19 は、イスラエルの首都としてのエルサレムの地位を「無効」と宣言する緊急会期決議である。エルサレムについては、現在イスラエルとパレスチナの双方が首都として主張しており、当事者でない他の国連加盟国の大多数は、エルサレムの最終的な地位は交渉によって解決されるべきだとの見解を持っており、安保理決議でもそれが明確に示されている。しかし、2017年12月6日にアメリカがイスラエルの首都をエルサレムとして承認して大使館を置くことを発表し、これまでの外交政策を一転させた。その後18日に安全保障理事会でその撤回を求める決議案を採決したものの、アメリカの拒否権行使によって否決された。これを受けて国連総会の緊急特別総会が招集され、2017年12月

21 日、国連総会第 70 会期在任中の第 10 回緊急特別会期第 37 回全体会合で「エルサレムの地位等を変更することを主張するあらゆる決定と行動は如何なる法的効果を持たない」旨の決議が賛成 128、反対 9、棄権 35（欠席 21）で可決された。この決議にアメリカが反対したのは言うまでもないが、国連で以前から決められていたことであるにもかかわらず他の 8 カ国（グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、パラオ、トーゴ）はなぜ反対し、35 カ国（その多くは中南米とオセアニア）はなぜ棄権したのか。それはアメリカに反して賛成票を投ずることで自国に不利益が生じると判断したためであるが、これには当該国とアメリカの密接な関係（援助など）が大きく影響している。今会議においても、このように自国の行動が外交関係に及ぼす影響を考える必要がある。とはいえ、上記の例のように、会議での行動が直接自国の外交関係に影響を及ぼす会議はそう多くない（国連決議のほとんどが全会一致で採択されていることからわかるだろう）。しかし、ある議題について大国が死活的な国益を有する当事国である場合、自国がその議題について死活的な国益を有していなくとも、当該大国との関係が密接であればあるほど会議行動に注意せねばならない可能性があるということだ。今会議はそのような場になる可能性が高いことに留意していただきたい。

ただしここで注意していただきたいのが、外交国益を重視する国が必ずしもそれを全面に出した会議行動をしているわけではないこと（実際の大使が会議中に「我々は A 国との関係の方が重要なのでこの決議案には反対します」とは言わないだろう）だ。大使として会議に参加するみなさんにおいては、「本音と建前」を上手く使い分けることが求められるだろう。

5.2 リサーチに役立つ資料

この章の後に記されている参考文献のうち、リサーチ（特に議題理解）で役立つであろう資料を紹介する。

【書籍】

宮脇昇『ウクライナ侵攻はなぜ起きたのか：国際政治学の視点から』早稲田大学出版部
→ロシアのウクライナ侵攻の背景について、国際政治学者の考察がまとめられている。議題の背景について学ぶには最適の一冊。

【ウェブサイト】

Institute for the Study of War (<https://www.understandingwar.org>)

→トップページから”Research”→”Ukraine”のページに飛ぶと、ロシアのウクライナ侵攻について地図とともに日を追ってまとめられていてわかりやすい。

NHK NEWS (<https://www3.nhk.or.jp/news/>)

→ウクライナ情勢について日本語で端的にまとめた記事が多く、わかりやすい。

外務省 HP および担当国の外交を管轄する行政機関の HP 等

→担当国の外交関係を知る上で必須となる。外務省 HP は簡潔にまとめられているため、外交関係の理解の導入に用い、その後担当国の外交管轄機関の HP で情報を収集すると良いだろう。また、"diplomatic relations of (country name)"で検索するとさまざまな情報にたどり着けるが、情報の信憑性については吟味していただきたい。

また、過去の国連決議や人権理事会決議もリサーチにあたり大いに参考になるだろう。

参考文献

【書籍】

宮脇昇（2023）『ウクライナ侵攻はなぜ起きたのか：国際政治学の視点から』早稲田大学出版部

池内恵，宇山智彦，川島真，小泉悠，鈴木一人，鶴岡路人，森聡（2022）『ウクライナ戦争と世界のゆくえ』東京大学出版会

【論文など】

加藤浩「【EU】ウクライナとの連合協定に署名」（2014）

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716578_po_02600202.pdf?contentNo=1

United Nations. (n.d.). *International Commissions of Inquiry, Commissions on Human Rights, Fact-Finding missions and other Investigations*. United Nations Human Rights Council. <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/co-is>

【国連決議】

国連総会 第 10 回緊急特別会期 A/RES/ES-10/19

国連総会 第 11 回緊急特別会期 A/RES/ES-11/3

国連総会 第 11 回緊急特別会期 A/ES-11/L.1

人権理事会 第 9 回会合 A/HRC/RES/5/1

【ウェブサイト】

外務省「人権理事会」（2021）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/index.html

国際連合広報センター「人権理事会」

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/hr_council/

寺口亮一, 蒔田一彦『ロシア軍の即時撤退を要求、国連決議採択…賛成 141 か国・反対 5 か国』, 読売新聞オンライン, <https://www.yomiuri.co.jp/world/20220303-OYT1T50122/>

鶴岡路人『新たなミンスク停戦合意に見るウクライナ危機の構図』, 東京財団政策研究所, <https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=1983>

細谷雄一『ロシア＝ウクライナ戦争とイギリスの対応、2014－2023 年』 秋山アソシエーツ SSDP 安全保障・外交政策研究会
<http://ssdpaki.la.coocan.jp/proposals/125.html>

BBC NEWS JAPAN『住宅地に砲撃、ICC が戦争犯罪の捜査開始 初の都市制圧 ウクライナ侵攻 7 日目』 <https://www.bbc.com/japanese/60597713>

NHK NEWS『【詳しく】ウクライナ侵攻 1 週間 増え続ける市民の犠牲』 WEB
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220303/k10013511771000.html>

NHK NEWS『ウクライナ ロシア 最新分析まとめ 停戦交渉のゆくえは』
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220301/k10013507231000.html>

Institute for the Study of War. (2023). *Institute for the Study of War.* <https://understandingwar.org/background/russian-offensive-campaign-assessment-march-3>

United Nations. (2015). *International Commissions of Inquiry, Commissions on Human Rights, Fact-Finding missions and other Investigations.* United Nations Human Rights Council. <https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/co-is>

議題概説書の取扱いについて

グローバル・クラスルーム日本協会は、知的財産である議題概説書(以下 BG)の取扱いに関して、以下のように定める。

- 本 BG の著作権は、作成者たる会議監督に帰属することを確認する。
- 本 BG を用いた学校間での練習会議は、本大会終了まで禁止する。本大会終了後は、学校内および学校間での練習会議に本 BG を用いる、あるいは参考にすることを許可する。本 BG を別の会議の BG 作成等に利用する場合は、出典として適切に明記することを要求する。
- 本 BG を特別な用途で用いる場合は、作成者たる会議監督あるいはグローバル・クラスルーム日本協会に確認をとることを要求する。

